

誓約書

年 月 日

石川県知事 殿

住所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

私は、家畜商法第4条の各号に該当しないことを誓約します。

(参考) 家畜商法抜粋

第四条 前条第二項各号のいずれかに該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第一項の免許を与えない。

- 一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けないことが確定した日から二年を経過しない者
- 三 第七条第一項又は第二項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があつた日から二年を経過しない者。ただし、第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。
- 四 家畜の取引の業務を行う事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが前条第二項第一号に該当する者でないもの
- 五 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者の全て（当該業務を行う事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

(昭二六法一六六・昭三一法一二三・昭三六法一七二・平一一法一五一・令元法三七・一部改正)